

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年11月6日(月)午後1時29分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
19番	樋口敏昭

5. 会議録署名委員            13番 森            一 博  
   14番 加 瀬        千 代

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)                        |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1号の規定による(一時転用)<br>許可申請に対する意見について<br>(4条一時転用許可) |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について<br>(納税猶予(入口))                  |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の<br>確認について(納税猶予(出口))            |
| 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定<br>について(利用権設定)                 |
| 報告第1号 | 農地の使用貸借解約通知書について<br>(使用貸借の合意解約)                       |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和5年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は山口委員と樋口委員から欠席届けをいただいておりますので、報告をさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる10月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

6番 田中会長

9番 西村九三男委員

12番 松本委員

15番 寺内委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- |       |   |     |
|-------|---|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)                        | 5件  |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)<br>許可申請に対する意見について<br>(4条一時転用許可) | 1件  |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について<br>(納税猶予(入口))                  | 1件  |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況<br>の確認について(納税猶予(出口))            | 3件  |
| 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について<br>(利用権設定)                 | 20件 |

(会長)

報告第1号 農地の使用貸借解約通知書について  
(使用貸借の合意解約)

1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名します。13番の森委員、それから14番の加瀬委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、先日の現地調査の結果の報告を調査委員から、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号31から受付番号35の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号33の●●●●●●については、草が少し生えていましたが、容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、議案第1号受付番号31の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号31について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号31の案件につきまして、今事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等があればお受けをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号31を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号32に移ります。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号32について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号32につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、それでは採決に入ります。議案第1号受付番号32を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号33について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号33について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。同一世帯内で持分の整理される案件で、現在、持分4分の1の譲受人が、許可後は持分2分の1になるというような内容です。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。現地調査の報告でございましたとおり、現地調査時には少し草が生えていたのですが、現在は本日こちらの写真をお配りさせていただいてると思うんですけども、こちらの写真の通り、綺麗に作付がなされた状態になっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号33につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問ないようですので、採決に入ります。議案第1号受付番号33を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号34と35は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号34について、議案書7ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号35について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、

(事務局)

議案書 9 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。先月もご審議いただいた法人で、確認書の内容も経営面積以外、変更はございません。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 10 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員すべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

議案第 1 号受付番号 34 と受付番号 35、この 2 件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 34 と受付番号 35 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

挙手多数。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見についてを議題といたします。

(会長)

まず、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●●委員)

議案第2号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われれます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号9について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号9について、議案書11ページをご覧ください。こちらの案件は、いちごを栽培しているハウスで観光農園を行うため、開催期間の令和5年12月から令和6年5月の期間限定で、ハウス前のスペースを客用駐車場として利用したいというもので、昨年も同じような内容で一時転用をされました。6月以降は客用駐車場として利用せず、現状のとおり農地に戻すということです。農地の扱いについてですが、本日お配りしている資料Aをご覧ください。こちらの資料は、農林水産省からの通知で、その農地の農作物の栽培のため、必要不可欠な通路等の用地は農地法上、農地として取り扱って差し支えないとなっています。なお、観光農園の営業計画書をご提出いただき、客用駐車場としての利用が一時的であることや、利用目的に必要な最小限の面積であることを確認しています。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書12ページから14ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページと6ページをご覧ください。6ページにつきましては、土地利用計画図となっています。この図のとおり、ハウスの北側部分が普通自動車11台分の客用駐車場になります。なお、繁忙期など来客数が増えると思われる時にも、農道に停車車両が並ぶようなことがないように交通誘導するとお聞きもしています。

- (事務局) 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第2号受付番号9につきまして、今事務局から説明がございましたが、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。
- いかがですか。はい、●委員。
- (●委員) これ駐車場として利用するって書いてあるけど、農地に戻すって、バラスまた外すの。これ、バラス入ってあるけど。そのままいくの。
- (事務局) そのままですね。
- (●委員) バラス入ったままで、農地に戻すって言うたさかいに。
- (事務局) あそこの地盤の水はけの関係であったりとか、そういう部分もありますし、トラックの荷台に積む時や旋回場として、今の資料で説明させてもらってる部分にあたるんですけども、そういうふうな利用方法では、そこを農地として取り扱えるとされる中で、特段何か触って、何か戻すとかっていうわけではなく現状のままですね、客用駐車場として利用するために、一時転用の申請をきちんと出して来られたというところですね。
- (会長) ●委員、よろしいですか。
- (●委員) わからん。
- (会長) そのほか、何かございませんか。はい、●●委員。
- (●●委員) 去年もね、転用でなさったんですけど、車はちゃんと停められてるんです。でもお客さんが道路からはみ出して、写真を撮

(●●委員) ったりとか、ポーズしてとらはるのに、農道であるが故に、ちょっと邪魔になるなっていうところがあるんです、だから、この案件とはちょっとかけ離れてるかなとは思いますが、そのようなことも注意してもいいのかっていうことを前提にお尋ねしときたいなと思ひまして。

(事務局) 道に出られて、危ない部分もあるでしょうし、特にお子さんとか連れてこられてる、小さい子ども連れてこられると、車との接触になったりとかする可能性も出てくると思ひますので、ちょっと申請者には言葉添えという形でさせていただきます。

(●●委員) 逆に、反対側の天王道の向こうぐらいに仕事するときには停めたら、お前なんでこんな停めてんねん、みたいな感じのお客さんもいてはるっていうことも承知しといてもらって、そういうなことも申し添えて、お願いできますか。

(事務局) わかりました、伝えておきます。

(会長) そのほか、ございませんか、よろしいですか。そのほか、特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。議案第2号受付番号9を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予(入口)を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●●委員) 議案第3号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●●●●委員)

本件該当地について、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第3号受付番号7につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号7について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、8ページ、9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号7、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第3号受付番号7について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題とします。

まず、議案第4号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号5から受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

- (●●委員) 本件該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) それではまず、議案第4号受付番号5について、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案4号受付番号5について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。  
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 議案第4号受付番号5、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませ
- んか。
- よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。  
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号5について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。
- それでは続きまして、議案第4号受付番号6について、事務局から説明を願います。
- (事務局) それでは、議案4号受付番号6について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。  
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 議案第4号受付番号6について、何かご意見ご質問はございませ

(会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号6について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第4号受付番号7について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案4号受付番号7について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号7について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号7について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号75から受付番号94の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

それでは、議案第5号受付番号75と報告第1号農地の使用貸借解約通知書については関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号75について説明する前に、関連する内容として、報告第1号農地の使用貸借解約通知書について受付番号2を先に報告します。

報告第1号受付番号2について、議案書44ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の13ページ、14ページ、15ページをご覧ください。

本件については、令和5年10月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第5号受付番号75について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書21ページをご覧ください。ご覧のとおり、経営面積はゼロとなっています。もともとは合意解約をした既存の法人で農業部門に参入しようとしていましたが、新たに法人を立ち上げられ、こちらの法人で実績を積んで、将来的には農地所有適格法人として農業経営を拡大していきたいとお聞きしています。まだ実績がないため農地所有適格法人ではありませんが、農地を借りるのは農地所有適格法人でなくても借りられることになっています。農地所有適格法人ではない一般法人が農地を借りる場合には、備考欄に記載されていますとおり、解除条件付特例貸付という農地を荒らしたりするなど適正な管理がなされていないような時には、貸借を解除できるというような条件付の貸借になります。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ13ページ、14ページ、15ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号75及び報告第1号受付番号2について、事務局からただ今説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号75について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号76について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号76について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号76について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号76について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし

(会長)

ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第5号受付番号77について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号77について、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページと18ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第5号受付番号77について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号77について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(●●●●●委員 午後1時59分 退室)

(会長)

続きまして、議案第5号受付番号78について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号78について、議案書26ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(●●●●●委員 午後2時00分 入室)

(会長)

議案第5号受付番号78、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号78について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

それでは、議案第5号受付番号79から受付番号89については、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号79について、議案書28ページ上段をご覧ください。また、一部貸し手の詳細につきましては、議案書29ページの上段をご覧ください。

次に、議案第5号受付番号80について、議案書28ページ下段をご覧ください。こちらも、一部貸し手の詳細につきましては、議案書29ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号81について、議案書30ページ上段をご覧ください。また、一部貸し手の詳細については、議案書31ページをご覧ください。

次に、議案第5号受付番号82について、議案書30ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号83について、議案書32ページ上段をご覧ください。

(事務局)

次に、議案第5号受付番号84について、議案書32ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号85について、議案書33ページ上段をご覧ください。

次に、議案第5号受付番号86について、議案書33ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号87について、議案書34ページ上段をご覧ください。

次に、議案第5号受付番号88について、議案書34ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第5号受付番号89について、議案書35ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書36ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号79から受付番号89、11件ございますが、につきまして、事務局からただ今説明がございました。この11件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号79から受付番号89について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号90から受付番号92について、これも借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。

(会長)

まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号90について、議案書37ページ上段をご覧ください。

次に、議案第5号受付番号91について、議案書37ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第5号受付番号92について、議案書38ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書39ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の27ページ、28ページ、29ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

議案第5号受付番号90から受付番号92、3件ございましたが、この3件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、それでは採決に入ります。議案第5号受付番号90から受付番号92について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号93について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号93について、議案書40ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書41ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の30

(事務局)

ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号93について、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見もご質問もないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第5号受付番号93について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号94に入ります。94について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号94について、議案書42ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。  
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書43ページをご覧ください。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の31ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号94につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第5号受付番号94について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これですべて終わりたいと思います。報告案件は先ほど事務局から報告をいたしましたので、

(会長)

済みということになっております。

それでは、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時10分 終了 —————